

## 滋賀県保健医療計画について

本県では、昭和 63 年（1988 年）4 月に「滋賀県地域保健医療計画」を策定し、以後、5 年ごとに見直しを行いながら、総合的な保健医療供給体制の確立を目指し、各種の保健医療施策を推進してきました。

前回改定から 5 年が経過し、少子・高齢化がより一層進行する中で、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを提供するための取組が急務となっていることから、保健・医療・福祉が一体となって生活を支える「医療福祉」の仕組みづくりを目指して、平成 30 年度（2018 年度）からの 6 年間を期間とする「滋賀県保健医療計画」の原案を作成しました。

### 1. スケジュール

5 月 29 日	医療審議会（諮問）
8 月 24 日	医療審議会（主要分野の方向性について / 保健医療圏について）
10 月 16 日	医療審議会 保健医療計画部会（計画骨子について）
11 月 20 日	医療審議会 保健医療計画部会（素案について）
12 月 5 日	医療審議会（素案について）
12 月 14 日	厚生・産業常任委員会に報告（原案）
12 月 20 日～1 月 19 日	県民政策コメントの実施
3 月	厚生・産業常任委員会に報告 / 医療審議会（答申） 計画策定

### 2. 計画改定のポイント

#### 地域包括ケアシステムの深化

高齢者だけでなく、精神疾患患者や医療的ケア児なども含めた地域包括ケアシステムの構築を目指す。（小児在宅医療の項目の追加など）

#### 保健・医療・福祉が一体となった「医療福祉」の推進

患者本位、その人の暮らしを中心に据えた医療福祉サービスの提供を進める。（患者本位のがん治療など）

#### 医療と介護の連携

地域医療構想を踏まえ、医療と介護の一層の連携、一体的推進を図る。（在宅医療における入退院と在宅療養との切れ目ない円滑な連携など）

#### 医療体制の広域化

医療資源の効果的・効率的な活用や、より柔軟な体制を構築するため、急性期医療において広域化を図る（7 圏域 4 ブロック化。脳卒中、救急など）

#### その他

新たに「アレルギー疾患対策」を追加、ICT の活用による「医療情報化の推進」など

### 3. 県民政策コメントの実施結果

平成 29 年 12 月 20 日（水）から平成 30 年 1 月 19 日（金）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき、「滋賀県保健医療計画（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、21 名（団体）から延べ 73 件の意見・情報が寄せられました。これを受けて原案を修正し、最終案とします。

（提出された意見・情報の内訳）

項目	県民	団体等	市町
計画全般		4	1
第 1 部 総論			
第 1 章 計画に関する基本事項		1	1
第 2 章 保健医療環境の概況			5
第 3 章 基本理念		3	
第 4 章 保健医療圏			1
第 2 部 健康づくりの推進			
第 1 章 健康づくりと介護予防の推進			8
第 3 部 総合的な医療福祉提供体制の整備			
第 3 章 疾病・事業ごとの医療福祉体制	6	28	11
第 6 章 患者・利用者を支える人材の確保		2	1
第 4 部 計画の推進			1
計	6	38	29